

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 復興庁				
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）					
見直し項目名	特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の廃止					
見直し内容（概要）	・ 現行制度の概要 令和8年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業主又は法人が、特例復興産業集積区域において被災者を雇用した場合には、指定を受けた日から5年の間、被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を税額控除できる。 <table><tr><td>指定日</td><td>R7. 4. 1～R8. 3. 31</td></tr><tr><td>控除率</td><td>9%</td></tr></table> ※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除。 ・ 見直しの内容 令和8年3月31日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。		指定日	R7. 4. 1～R8. 3. 31	控除率	9%
指定日	R7. 4. 1～R8. 3. 31					
控除率	9%					
関係条文	○東日本大震災復興特別区域法第38条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3、第17条の3 ○地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号					
増収見込額	[平年度] + 1 2 （ ▲ 1 2 ） [改正増減収額] — (単位：百万円)					
廃止又は縮減の理由	本特例措置は令和3年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。 本特例措置の創設以降、地震・津波被災地域の産業集積について一定の役割を果たしてきたことから、令和7年度までとされている第2期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。					